

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
長岡市	小国地区（原、三桶、森光、諏訪井、太郎丸、法末、上岩田、相野原、桐沢、武石、七日町、千谷沢）	令和3年3月29日	令和3年3月29日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	1,605.59ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	874.16ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	364.67ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	187.13ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	144.49ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	32.00ha
（備考）小国地区においては、ほとんどの集落において農事組合法人が存在し、平場の農地を中心にその法人を主として集約化が図られている。	

※1④の数値については、アンケート結果に基づく今後の規模拡大面積の合計

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、65才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、多く、新たな農地の受け手の確保が必要だが、担い手、後継者不足が顕著。 ・基盤整備、圃場整備された農地であれば規模拡大も見込まれるが、山間地、傾斜角の大きい条件の悪い農地は、担い手の高齢化などもある中で拡大していくことは難しい。 ・山間地においては、イノシシ、シカなどの鳥獣被害が頻発しており、その駆除に苦慮している。 ・農機具の老朽化・維持費等により、買い替えなどコストがかかることが懸念されるため、レンタルやリースなどを利用できるとよい。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

千谷沢：農地利用は、中心経営体である認定農業者及び農事組合法人2法人が担っていく。
七日町：農地利用は、中心経営体である認定農業者及び農事組合法人1法人が担っていく。
武石：農地利用は、中心経営体である認定農業者及び農事組合法人1法人が担っていく。
桐沢：農地利用は、中心経営体である認定農業者及び農事組合法人3法人が担っていく。
相野原：農地利用は、中心経営体である認定農業者及び農事組合法人1法人が担っていく。
上岩田：農地利用は、中心経営体である認定農業者及び農事組合法人1法人が担っていく。
太郎丸：農地利用は、中心経営体である認定農業者及び農事組合法人1法人が担っていく。
森光：農地利用は、中心経営体である認定農業者及び農事組合法人2法人が担っていく。

法末：農地利用は、現状の担い手が当面の農地を守っていく。

諏訪井：農地利用は、現状の担い手が当面の農地を守っていく。

原：JA連携のもと、受け手の調整を継続中。認定農業者の離農者もいることから、継続して話し合いを続け、担い手同士で農地をカバーしていく。

三桶：中山間地域直払第4期・第5期も取り組む。経営をやめていた農地も復活させて規模を拡大していく予定。大貝・三桶において規模を拡大していき、三桶生産組合及び認定農業者が担っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。